

## 代表会員選出規程

(平成 23 年 11 月 24 日理事会承認)

(平成 27 年 5 月 28 日理事会改定)

(本規程の目的)

第1条 この規程は、定款に規定される代表会員の選出方法を定めるものである。

(代表会員の構成)

第2条 代表会員は、次第 3 条の候補者の中から、正会員による選挙で選出された者をもって構成する。

(候補者の決定)

第3条 代表会員候補者は、本会の各種事業等について推進的役割を持つ正会員の中から、次の基準により、本人の承諾を得たうえで 1 月までに決定する。

- (1) 役員のうち次期通常社員総会以降も任期が残存する者
- (2) 次期役員選挙候補者
- (3) 編集委員会および企画委員会から推薦のあった者 若干名
- (4) 各研究会から推薦のあった者 若干名
- (5) 評議員の中から若干名
- (6) その他役員会が推薦する者

2. 代表会員候補者は、前項のほか、毎年 9 月 1 日現在、正会員として 5 年以上在籍する会員で、正会員の推薦者 5 名を付して代表会員になることを申し出た者とする。本項による代表会員候補者の募集は 11 月に会告する。

(代表会員候補者の公示)

第4条 前条による代表会員候補者は、その氏名、所属機関を 3 月に公示する。

(代表会員資格の取得・選任)

第5条 前条により公示された代表会員候補者に対して、3 月に、正会員による選挙を行い、適任と認める票を有効投票の過半数獲得した者で、適任と認める得票数の多い順に定員枠（最大 80 名）に入る最大の人数のものを法律上の社員に選出された者とする。選出された代表会員の氏名、所属機関は 4 月に公示する。

(代表会員の任期)

第6条 代表会員の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。なお、任期中に定款のいずれかの事由によって正会員資格を喪失した場合は、代表会員の資格は喪失する。

(規程の改正)

第7条 この規定の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

1. この規程は平成 23 年 11 月 24 日から施行する。